平成２２年（フ）第２８５３号
横浜市中区本町３丁目24番地３　エルドシック横濱1102号室
債務者　吉葉　裕一
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８８５号
横浜市中区松影町４丁目14番地６　ロータリーライフ石川町304号室
債務者　熊田　時夫
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８９８号
横浜市金沢区谷津町165番地６　大武ハイツ203号
債務者　坂野　吉広
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９３５号
神奈川県大和市林間２丁目20番26号　サンビレッジ南林間506号
債務者　橘　　愛（旧姓田仲）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９４６号
横浜市金沢区並木２丁目７番６―401号
債務者　外尾眞太郎
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９４７号
横浜市金沢区並木２丁目７番６―401号
債務者　外尾美智子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９８０号
神奈川県藤沢市弥勒寺３丁目21番６号　A―203
債務者　星　すみ子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２０９号
神奈川県綾瀬市寺尾台２丁目31番25号
債務者　内山　數馬
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２１６号
横浜市磯子区森３丁目17番33―207号
債務者　上原　絹江
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０８号
川崎市高津区新作３丁目13番２―208号　市営住宅
債務者　重原　美明
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第７０９号
川崎市高津区新作３丁目13番２―208号　市営住宅
債務者　重原眞里子
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月11日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間中更正

平成２２年（フ）第１６４６号
横浜市戸塚区平戸１丁目13番24―603号
破産者　豊田　雅幸
1　主文　当裁判所が平成22年10月13日午後４時になした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の住所につき「横浜市戸塚区平戸５丁目７番15号」とあるのを、「横浜市戸塚区平戸１丁目13番24―603号」と更正する。
2　決定年月日　平成22年11月12日
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第３５１号
奈良市恋の窪１丁目14番10号
破産者　山口左官工業株式会社
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１５０９号
福岡市南区高宮３丁目18番１号
破産者　有限会社コスモス福岡
1　決定年月日　平成22年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５８号
栃木県宇都宮市中里町1862番地３
破産者　有限会社三国建機工業
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３５９号
栃木県宇都宮市中里町1862番地３
破産者　三國日出夫
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第１９２号
埼玉県三郷市早稲田８丁目21番地１
破産者　高東建設株式会社
1　決定年月日　平成22年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係